

業務運営並びに財務及び会計に関する命令について

(第13条 長期借入金の認可の申請)

1. 借入を必要とする理由

北方地域旧漁業権者等に対する漁業、その他事業及び生活に必要な資金の貸付財源に充てるため。

2. 借入金の額

920,000,000円

内訳

(有担扱い借入)

農林中央金庫	187,500,000円
北洋銀行	53,100,000円
北海道信用漁業協同組合連合会	46,700,000円
計	287,300,000円

(無担扱い借入)

北洋銀行	316,400,000円
北海道信用漁業協同組合連合会	316,300,000円
計	632,700,000円

3. 借入先

農林中央金庫、北洋銀行、北海道信用漁業協同組合連合会

4. 借入金の利率

(有担扱い借入)

農林中央金庫	1.15% (利付農林債利率 + 0.5%)
北洋銀行	0.53% (定期預金利率 + 0.5%)
北海道信用漁業協同組合連合会	0.53% (定期預金利率 + 0.5%)

(無担扱い借入)

1.85% (借入時長期プライムレート)

5. 借入金の償還の方法及び期限

償還方法・・・年賦元金均等償還

償還期限・・・借入した翌年度の第一回償還日より7年以内

6. 利息の支払の方法及び期限

支払方法・・・6ヶ月毎後払い

支払期限・・・第一回償還日より7年以内